

建築設計及び設備設計業務に係る事後審査型制限付一般競争入札 参加資格者の試行拡大について

令和6年4月8日 理事長決裁

計画修繕の実施時期を迎えた建築物等の増加並びに建設業及び建設関連サービス業における人手不足が深刻化している現状において、特に建築設計及び設備設計業務に係る競争入札の不調等により、工事を予定通りに施行できない事象が増加していることから、建築設計及び設備設計業務に係る事後審査型制限付一般競争入札の入札参加資格者について、下記のとおり試行的に拡大し、当該業務の担い手を確保するものとする。

記

1 入札参加資格者を試行的に拡大する契約案件

「建築設計業務」及び「設備設計業務」に係る事後審査型制限付一般競争入札

2 試行拡大の内容

上記1の対象案件のうち、理事長が必要と認めるものについては、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日理事長決裁）第6条第1号の規定によらず、次の各号に掲げる業務ごとに当該各号で定める業種（中分類）について当社の競争入札等参加資格者としての登録を有する者の参加を認める。

なお、試行拡大の対象案件については、入札公告においてその旨を明示する。

- (1) 建築設計業務 「建築設計・監理業」又は「設備設計・監理業」
- (2) 設備設計業務 「設備設計・監理業」又は「建築設計・監理業」

3 試行期間

令和6年4月10日（公告日）以降、当分の間